

岩手県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則及び岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第5号

岩手県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則及び岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

(岩手県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部改正)

第1条 岩手県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成11年岩手県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
(電磁的記録の開示の実施の方法)	(電磁的記録の開示の実施の方法)												
<p>第4条 条例第16条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">電磁的記録の種別</th> <th style="text-align: center;">開示の実施の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている電磁的記録で、行政情報センター(岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)又は行政情報サブセンター(公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則(昭和39年岩手県規則第41号)第3条第1項に規定する合同庁舎等(奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。))内に設置されている情報公開窓口をいう。)内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	電磁的記録の種別	開示の実施の方法	1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている電磁的記録で、行政情報センター(岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)又は行政情報サブセンター(公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則(昭和39年岩手県規則第41号)第3条第1項に規定する合同庁舎等(奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。))内に設置されている情報公開窓口をいう。)内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]	[略]		<p>第4条 条例第16条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">電磁的記録の種別</th> <th style="text-align: center;">開示の実施の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている電磁的記録で、行政情報センター(岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)又は行政情報サブセンター(教育事務所の庁舎である地区合同庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	電磁的記録の種別	開示の実施の方法	1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている電磁的記録で、行政情報センター(岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)又は行政情報サブセンター(教育事務所の庁舎である地区合同庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]	[略]	
電磁的記録の種別	開示の実施の方法												
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている電磁的記録で、行政情報センター(岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)又は行政情報サブセンター(公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則(昭和39年岩手県規則第41号)第3条第1項に規定する合同庁舎等(奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。))内に設置されている情報公開窓口をいう。)内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]												
[略]													
電磁的記録の種別	開示の実施の方法												
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている電磁的記録で、行政情報センター(岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)又は行政情報サブセンター(教育事務所の庁舎である地区合同庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]												
[略]													

別表第2(第6条関係)

開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額
複製物の交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。)に複製した複製	1枚につき	50円

別表第2(第6条関係)

開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額
複製物の交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。)に複製した複製	1枚につき	40円

物		
2 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、 <u>650メガバイト</u> のものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	<u>150円</u>
[略]		
4 録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1巻につき	<u>130円</u>
5 ビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1巻につき	<u>210円</u>
[略]		

物		
2 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、 <u>700メガバイト</u> のものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	<u>80円</u>
[略]		
4 録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1巻につき	<u>120円</u>
5 ビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1巻につき	<u>190円</u>
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正）

第2条 岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成13年岩手県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(電磁的記録の開示の実施の方法)</p> <p>第7条 条例第21条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電磁的記録の種別</th> <th>開示の実施の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）又は行政情報サブセンター（<u>公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等（奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。）</u>内に設置されている個人情報窓口をいう。）内に設置されている電子計算</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	電磁的記録の種別	開示の実施の方法	1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）又は行政情報サブセンター（ <u>公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等（奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。）</u> 内に設置されている個人情報窓口をいう。）内に設置されている電子計算	[略]	<p>(電磁的記録の開示の実施の方法)</p> <p>第7条 条例第21条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電磁的記録の種別</th> <th>開示の実施の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）又は行政情報サブセンター（<u>教育事務所の庁舎である地区合同庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。</u>）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	電磁的記録の種別	開示の実施の方法	1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）又は行政情報サブセンター（ <u>教育事務所の庁舎である地区合同庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。</u> ）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]
電磁的記録の種別	開示の実施の方法								
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）又は行政情報サブセンター（ <u>公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等（奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。）</u> 内に設置されている個人情報窓口をいう。）内に設置されている電子計算	[略]								
電磁的記録の種別	開示の実施の方法								
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。）又は行政情報サブセンター（ <u>教育事務所の庁舎である地区合同庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。</u> ）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	[略]								

機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの

[略]

[略]

別表第2（第11条関係）

別表第2（第11条関係）

開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額
複製物の 交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	<u>50円</u>
	2 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、 <u>650メガバイト</u> のものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	<u>150円</u>
	[略]		
	4 録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1巻につき	<u>130円</u>
	5 ビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1巻につき	<u>210円</u>
[略]			

開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額
複製物の 交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	<u>40円</u>
	2 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、 <u>700メガバイト</u> のものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	<u>80円</u>
	[略]		
	4 録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1巻につき	<u>120円</u>
	5 ビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1巻につき	<u>190円</u>
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。